

特定秘密保護法の運用に関する意見書

平成25年12月6日に可決、成立した特定秘密保護法は、国民の安全を確保するため、我が国の安全保障に関する重要な秘密の漏えい防止を図るものとされている。

同法は、「特定秘密」の対象となる防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止の4分野の安全保障上必要なものに限定し、特定秘密の指定の有効期限も定められたところですが、その運用については多くの国民が不安を感じている。

よって国におかれては、特定秘密の指定における恣意性を排除するなどの適正な運用に資するため、独立した公正な立場で検証し、監察する第三者機関の設置などの仕組みの具体的内容について早急に検討し、国民の不安に対し十分な説明を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣
法務大臣、内閣府特命担当大臣（特定秘密保護法案担当）